

内閣参質一三三二第一一八号

平成七年六月二十七日

内閣総理大臣 村山富市

参議院議長 原文兵衛殿

参議院議員既正敏君提出教範類の雑誌掲載に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員既正敏君提出教範類の雑誌掲載に関する再質問に対する答弁書

一、二及び三の5について

「MONTHLY ASA GUMO」等における御指摘の部分は、民間企業等によるものであるので、政府としては、これについてお答えする立場はない。

二の1から4までについて

教範類については、隊員の教育訓練に資するため、個人の所有を特に禁じてはいないが、用済み後、確實に焼却を行う等の指導を行っている。

また、陸上自衛隊教範「野外令」は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十九条第一項に規定する「秘密」に属する事項を含んでいない。